

大東監告示第8号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第1項及び同条第2項の規定により定期監査等を実施したので、
同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和4年3月3日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 石垣直紀

【担当 監査委員事務局】

令和3年度 第2回 定期監査等の結果

1. 監査の対象

政策推進部

(戦略企画課、財政課、秘書広報課、公民連携推進室、行政サービス向上室)

2. 監査の期間

令和3年11月1日～令和4年2月21日

3. 監査の方法

大東市監査基準に基づき、政策推進部の各課等が分掌する令和3年度の事務事業について、又、必要なものにあつては令和2年度の事務事業について、関係する帳簿及び保管する文書の提出を求めた。

これらを基に担当部課等から事情を聴取し、その財務及び一般行政に係る事務執行が法律、条例、規則、要綱等に合致したものとなっているか、又、効果的、効率的に行われているかについて監査を行った。

4. 監査の結果

概ね適正に事務が執行されていたが、一部に是正すべき事項があつたので、下記のとおり指摘を行う。

(1) 大東市後援名義の使用について 【秘書広報課】

後援名義の使用に際して、大東市後援名義の使用に関する取扱規程に反し、使用日の1か月前までに申請が行われていないケースや、事業完了後1か月以内に報告すべき事業報告書が提出されていないケースが見られた。

本件事務については、同規程に反した状況を放置することのないよう、定められた事項を順守されたい。

(2) 旧深野北小学校跡地の賃貸借契約について 【公民連携推進室】

旧深野北小学校跡地は、株式会社 アクティブ・スクウェア・大東と年間300万円で賃貸借契約を締結しているが、契約書においては、当該跡地に市は国から年間872,880円で賃借している約755㎡の国有地が含まれていることが明記されていない。

株式会社アクティブ・スクエア・大東との賃貸借契約又は別契約で、国有地の範囲と使用貸借していることを明記されたい。

(3) 公民連携事業について 【公民連携推進室】

市においては、公民連携推進事業として「アクティブ・スクエア・大東」と「北条まちづくり推進事業（第1期）」に代表される事業を実施している。公民連携で民間活力を活用し、市民の負担を減らしながら、市民に対するサービスを増加させるというのは、一筋縄ではいかない難しい事業であり、それに果敢に挑んでおられる職員には敬意を表する。

公民連携事業は、名称どおり「公」と「民」が役割分担をもって事業を実施することや事業者が複数であることから、その全体像や成果が分かりにくくなっている。現時点では、市民に対するサービス提供や市の収入等は当初の計画どおりとなっているようだが、民間事業者全体の収支が非常に厳しい事業者もあるように思われる。公民連携事業を担当する部署においては、公民連携の手法を採用した成果等について、そのメリット等を市民に分かりやすく伝えるよう努められたい。

(4) 電子データによる文書の取扱いについて

【公民連携推進室】 【行政サービス向上室】

国では令和3年9月にデジタル庁を設置し、遅れていた行政事務のDX（デジタル・トランスフォーメーション）化を推進しているところである。

本市においても電子決裁をはじめとする事業に取り組まれているが、両室では主に庁内から送付されるメールを、個々の職員に送付することにより紙媒体での回覧の代わりとしたり、電子媒体のまま保管するなど、文書取扱規程に反した取扱いを行っている。

現時点はDX化への過渡期であり、試行錯誤の一態様と捉えているが、文書取扱規程は市自らが定めたルールであり、これに反することがあってはならない。DX化に先立つ試行による情報収集の場合であっても、そのルールを文書担当課と協議し、規程の一部改正を行うなど適正な文書の取扱に努められたい。

(5) 今年度の決算審査で発覚した事項について 【行政サービス向上室】

令和3年8月に行った決算審査の中で、令和2年度の支払を失念し、令和3年度に支払った事例が発見された。これについては「支払い事務を行う担当者を明確にし、伝票受領時に速やかに支払い処理をするよう、徹底する」旨の改善策が示されたところであるが、今回、令和3年度の事務においても「未払いの納品

書と請求書が支払済の物品発注伝票の綴りに一緒に保管されている状態」を確認した。

全く同一の状況を、しかも発覚から半年で再現するという状況は前代未聞であり言語道断である。関係者と組織の猛省と確固たる改善策を求める。

(6) 文書の取扱いについて 【行政サービス向上室】

電子データによる文書の取扱いに関連するところではあるが、あるはずの文書がファイルに綴じられていない、收受文書の受付印がない、文書分類表に登録されていない簿冊がある、起案書の記載が不十分であり当事者以外には事実が伝わらないなど、文書作成と文書管理に関して多くの不適切な点があった。

適切に文書を取り扱っているグループもあったが、文書事務は職員の基本であることを肝に銘じ、文書取扱規程に基づき適切に取り扱われたい。

5. 監査委員意見

政策推進部にあっては、市政全般の舵取りという重要な役割を担うとともに、本市が精力的に進めている公民連携事業とデジタル化関連推進事業という現場を抱え、又、令和2年度から3年度にかけては、継続的にコロナ禍への対応を進めていかねばならない状況にあった。このような課題がある中、職員各位が市民サービスの向上を目指して全力で取り組まれていることに敬意を表する。

今までにない新しい取り組みを成就させるには、法令を確認しながら課題をひとつひとつ解消していくという大きな労力が必要である。今回の監査の中で残念に感じたことは、精鋭とされる政策推進部の職員が、次々に克服すべき課題に注意を割かれるあまり、事務の基本が少し手薄になっているのではないかということである。又、職員の一体感が損なわれていると感じられるところが危惧され、早急に体制を立て直して目標の完遂に努められたい。

政策推進部全体がそのような状況にあるということではないが、新しく取り組む事業や、市民が注目する事業においては、長年継続している事業以上に事務の基本を押さえつつ、その事業の状況と成果について、透明感をもって情報を公開することが重要であると考えます。

法的に問題のない行為であっても、視点を変えれば市民に疑念を抱かせる場合もある。又、以前は正しいとされていたことであっても、今は正しいとは限らないものもある。関係法令を十分に理解し、疑問があれば自らが率先して改善に取り組んでいく。組織としてそのような姿勢が今の時代には求められている。

何事についても、市民から些かも疑念を抱かれることのないようにして頂き、市政に対する市民の信頼が揺らぐことのないようにお願いしたい。